

## 広島県公安委員会公告第97号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年6月13日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

### 1 審査の種類

教習指導員審査（大特・牽引）

### 2 審査の期日

平成28年7月15日

### 3 審査の場所

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号

広島県運転免許センター

### 4 審査の対象者

法第99条の3第4項第2号の規定に係る者

### 5 審査の方法

規則第12条に規定する方法により実施

### 6 審査の申請手続等

#### (1) 申請に必要な書類

ア 教習指導員審査申請書	1通
イ 審査手数料計算表	1通
ウ 自動車運転免許証の写し	1通
エ 履歴書	1通
オ 運転記録証明書	1通
カ 教習指導員資格者証の写し	1通

#### (2) 申請書等の提出先

広島県警察本部交通部運転免許課

#### (3) 申請書等の提出期限

平成28年7月7日